

文部科学省 研究者・教員等の雇用状況に関する調査（個人宛調査）

本調査は文部科学省から、株式会社ナビットに委託されております
本調査に関して御不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

株式会社ナビット

「研究者・教員等の雇用状況に関する調査」事務局

Email : mext2026@navit-j.com

<内容の正確な記録および齟齬防止のため、可能な限りメールにてご連絡をいただけますようお願い申し上げます>

TEL:0120-964-603

機関様から個人の方へ配布いただく個人調査用のアンケートは、

メールに添付してあります URL で配布をお願いいたします

※個人宛調査には「ID・PASS」はございません

アンケート(機関・個人)締め切り 2026/9/25（金）まで

有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的とした「無期転換ルール」が平成 25 年 4 月から導入され、研究者、教員等については、研究開発能力の強化及び教育研究の活性化等の観点から、無期転換申込権発生までの期間（原則）5 年を 10 年とする特例が設けられています。

本特例に関し、法律の施行状況等を把握し、今後の政策検討に活用するため、研究者・教員等の雇用状況等に関し調査を実施します。

お忙しいところお手数をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

回答上の注意点

1. すべての設問にご回答をお願いします。（全問、必須回答）
2. 複数の機関で兼務している場合は、主たる機関での職についてお答えください。
3. 現在の状況を問う設問については、令和 8 年 5 月 1 日時点での状況についてご回答ください。

1. 特例対象か否かの確認

1-1. あなたは有期雇用契約で雇用されていますか。（ひとつを選択）

※既に無期転換申込権を行使するなどして無期雇用契約への転換が決まっている場合も、現在有期雇用契約で雇用されている場合は「はい」を選択してください。

☐ はい

☐ いいえ → 調査はここで終了です。ご協力ありがとうございました。

1-2. あなたは特例対象者ですか。また、特例対象者の場合、無期転換申込を行っていますか。あるいは、無期転換申込権を有していますか。（ひとつを選択）

※分からない場合は所属機関に確認の上でお答えください。

☐ 対象者であり、既に無期転換申込を行った

☐ 対象者であり、無期転換申込権を有しているが、行使はしていない

☐ 対象者であり、まだ無期転換申込権が発生していない

☐ 対象者ではない → 調査はここで終了です。ご協力ありがとうございました。

※特例対象者：本調査においては、以下(1)(2)(3)のいずれかを満たし、無期転換申込権の発生までの期間を 10 年とする特例が適用されている方を指します。

(1)研究者等であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約を締結した方

(2)研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で労働契約を締結した方

(3)大学の教員等の任期に関する法律（任期法）に基づく任期の定めがある労働契約を締結した教員等の方

2. 基礎情報

2-1. 所属機関

--

2-2. 性別（ひとつを選択）

- ☐ 男性
☐ 女性
☐ その他・回答しない

2-3. 年代（ひとつを選択）※必須回答

- ☐ 25 歳未満
☐ 25 歳～29 歳
☐ 30 歳～34 歳
☐ 35 歳～39 歳
☐ 40 歳～44 歳
☐ 45 歳～49 歳
☐ 50 歳～54 歳
☐ 55 歳～59 歳
☐ 60 歳以上

2-4 あなたの職として当てはまるものを選択してください。※必須回答

※教員等である方は、研究者・技術者・URA の職務を担っている場合も「教員等」として回答してください。

※分類は学校教員統計調査の手引き（https://www.mext.go.jp/content/20220817-mxt_chousa01-100012507_9.pdf）に基づき、選択してください。

	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	商船	家政	教育	芸術	その他
教員等	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
研究者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
技術者	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

URA 等	☐
-------	-----------------------

その他

--

※ 教員等：大学の教授、准教授、講師、助教及び助手、もしくは大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究又は教育に従事する方。

※ 研究者：独立して研究活動を行う能力を有し、研究に従事する方（教員等を除く）。

※ 技術者：機関において施設や設備の設計、試験、分析等の業務を行う方（研究開発の補助を行う方を含む）。

※ URA 等：研究者とともに（自ら研究を行う職とは別の位置づけとして）研究活動の企画・マネジメント、研究成果活用促進を行う（単に研究に係る

行政手続きを行うという意味ではない。) ことにより、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する方。

※ その他：主たる業務が上記の「研究者」「技術者」及び「URA 等」のいずれにも含まれない方もしくは上記のいずれに分類すべきか不明な方。

2-5.あなたが現在所属している機関との間で平成 25 年 4 月 1 日以降に開始した雇用契約の令和 8 年 5 月 1 日時点での通算期間（※）について以下から選択してください。※必須回答

- ☐ 4 年未満
- ☐ 4 年超 5 年以下
- ☐ 5 年超 6 年以下
- ☐ 6 年超 7 年以下
- ☐ 7 年超 8 年以下
- ☐ 8 年超 9 年以下
- ☐ 9 年超 10 年以下
- ☐ 10 年超

※ 契約のない期間（クーリング期間）が間にある場合はそれ以前の契約期間は通算年数から除いてください。

＜クーリング期間の考え方＞

クーリング期間とは、有期労働契約の契約期間が満了した後、次回の有期労働契約の締結（契約更新）まで使用者（所属機関）との間で労働契約が締結されない期間を指します。（契約期間満了の直後に契約更新がなされた場合、クーリング期間はありません。） 具体的には、無契約期間の前の通算契約期間に応じて、無契約期間がそれぞれ下記表の右欄に該当するときは、無契約期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含まれません（クーリングされます）。

無契約期間の前の通算契約期間	契約がない期間（無契約期間）
2ヶ月以下	1ヶ月以上
2ヶ月超～4ヶ月以下	2ヶ月以上
4ヶ月超～6ヶ月以下	3ヶ月以上
6ヶ月超～8ヶ月以下	4ヶ月以上
8ヶ月超～10ヶ月以下	5ヶ月以上
10ヶ月超～	6ヶ月以上

※ 学生である間に雇用されていた期間は通算年数から除いてください。

(ここから先は、1-2 で「対象者である」と回答した方のみにおききます)

3. 無期転換ルールの特例に関する現状・認識

3-1. 無期転換ルールの特例に関して、知っていることを選択してください。(当てはまるもの全て選択) ※必須回答

- ☐ 特例により、無期転換申込権が通算契約期間 5 年ではなく 10 年で発生する
- ☐ 職種や部署等が変わっても、「同一の使用者」との間なら契約期間は通算される
- ☐ 契約期間を通算して 10 年を超えても、労働者から「申込み」を行わなければ無期転換されない
- ☐ 上記はどれも知らないが、無期転換ルールの特例という言葉は聞いたことがある
- ☐ 無期転換ルールについては何も知らない・聞いたことがない

3-2. (3-1 で知っていることがあると回答した場合) 無期転換ルールの特例に関し、どのようなルートで、情報を入手しましたか。(当てはまるもの全て選択) ※必須回答

- ☐ ホームページ
- ☐ SNS
- ☐ 勤務先(雇用契約時等の通知)
- ☐ 勤務先(研究室の上司からの説明)
- ☐ 勤務先(事務方からの説明)
- ☐ 新聞報道やテレビ、雑誌や本
- ☐ ポスターやパンフレット
- ☐ セミナーやシンポジウム
- ☐ 職場の同僚や友人、家族等
- ☐ その他 ()

3-3. 無期転換ルールの特例の概要に関し、どのような方法で周知してほしいと考えますか。(当てはまるもの全て選択) ※必須回答

- ☐ 雇用契約時等の通知
- ☐ ホームページ上での周知
- ☐ SNS での周知
- ☐ ポスターやパンフレットの配布
- ☐ セミナーやシンポジウム等の実施
- ☐ その他 ()
- ☐ 特段の周知は必要ない

4. 無期転換に係る意向等

4-1. あなたは、現在の所属機関において、無期転換申込権の行使による無期雇用契約への転換を希望しますか。

（ひとつを選択）※必須回答

- ☐ 希望する（既に無期転換申込を行い、無期雇用契約への転換が決まっている場合も含む）
- ☐ 希望しない
- ☐ 分からない

※ 無期転換：無期雇用契約に転換されること。あくまで、「期間の定めのない」労働契約に転換されることを意味し、待遇をはじめとしたそのほかの労働条件については、原則有期労働契約時の労働条件と同じとなります。（労働契約法第 18 条第 1 項）

4-2. （4-1 で希望しないを回答した場合）その理由にあてはまるものを選択してください（最大 3 つ、複数回答）。

- ☐ 契約期間だけ無くなっても意味がないから。
- ☐ 責任や残業等、負荷が高まりそうだから。
- ☐ 辞めにくくなるから（他機関に移りたい等、現在の所属機関で長く働くつもりはないから）。
- ☐ 頑張ってもステップアップが見込めないから。
- ☐ 制度や手続きがよく分からないから。
- ☐ 機関側に希望を伝えにくいから。
- ☐ 無期労働契約ではなく、正社員等のより良い処遇が得られるポストを狙いたいから。
- ☐ 定年が近いから。
- ☐ 分からない。
- ☐ その他（ ）

4-3. 機関におけるキャリアサポートの取組について、どのような取組があれば参加・活用したいですか（既に行われている取組も含む）。

- ☐ キャリア相談のための面談の実施
- ☐ 転職支援のためのセミナー等の開催・案内
- ☐ スキルアップ支援のためのセミナー等の開催・案内
- ☐ 他機関の公募情報のホームページ等における周知
- ☐ その他（ ）

（以上）